

年金生活者支援給付金の施行に向けた対応

平成31年2月
厚生労働省年金局
日本年金機構

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年 6 万円（月5,000円） ・ 対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※1以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※2 × 保険料納付済期間（月数） / 480月

※2 毎年度、物価変動に応じて改定。

【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

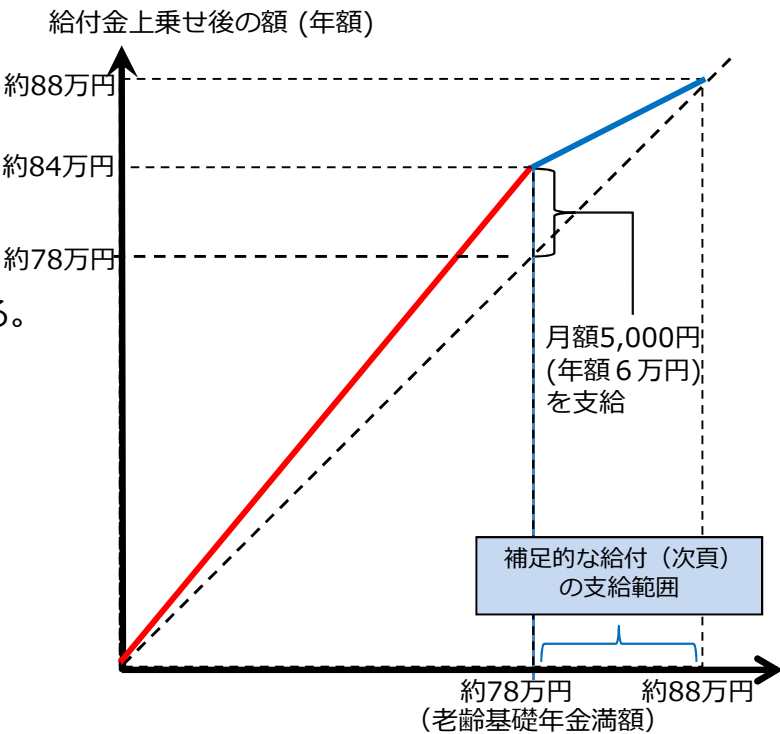
給付額（月額） = 約10,800円※3 × 保険料免除期間（月数） / 480月

※3 老齢基礎年金満額の1/6の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。
ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

【対象者数】 約610万人

例：

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁴までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
※⁴ 平成31年度は879,300円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

【対象者数】 約160万人

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得※⁵が、462万1,000円以下※⁶であること

※⁵ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁶ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※ ⁷ （月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,250円※ ⁷ （月額） |

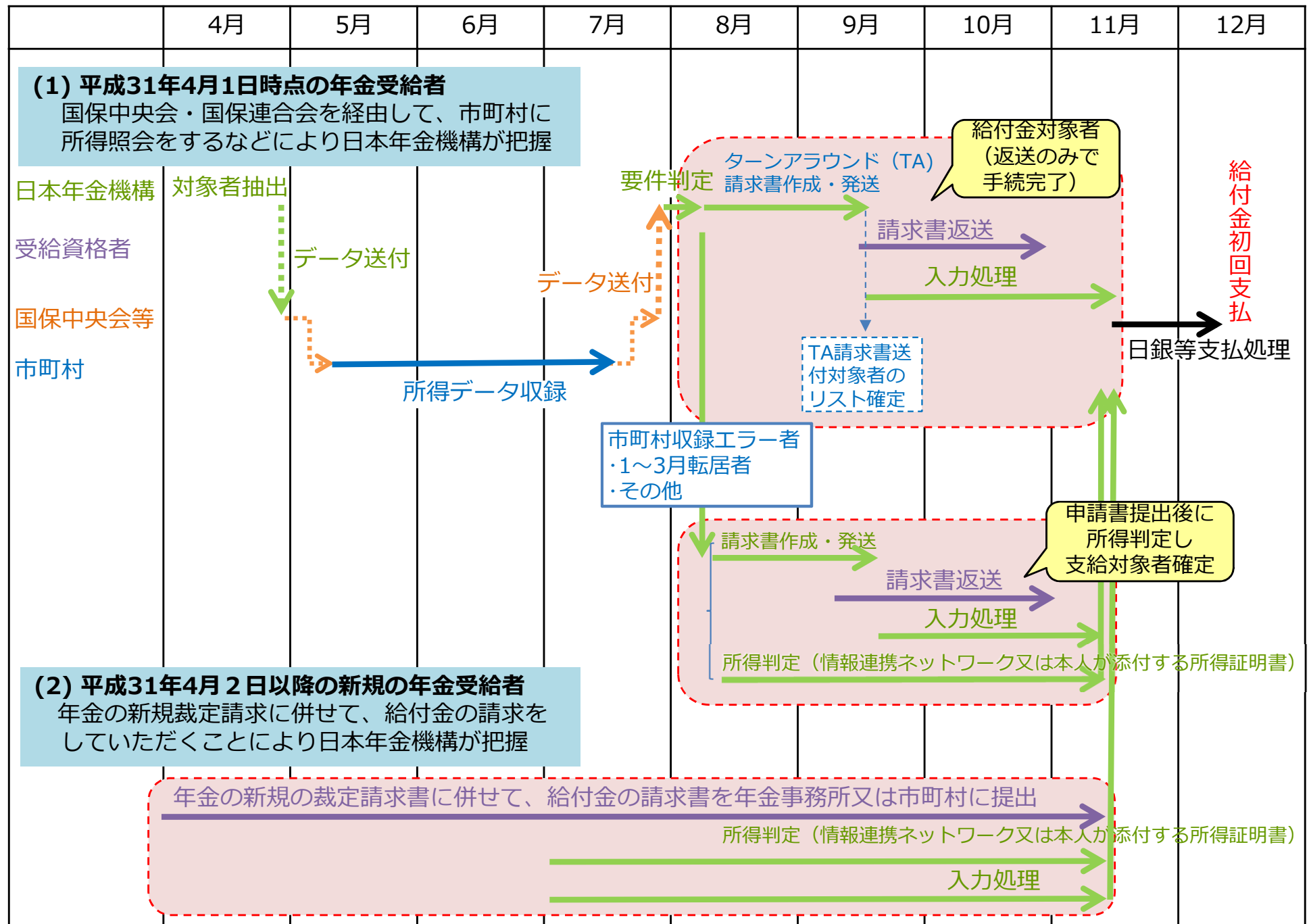
※⁷ 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

その他

- ・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

施行スケジュール（対象者の把握方法）



年金生活者支援給付金の広報スケジュール（案）

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機構のスケジュール												
申請手続（TA請求書） H31.4.1時点の基礎年金受給者						TA請求書発送	請求受付					
申請手続 H31.4.2以降に基礎年金を受給する者	▼事前受付開始 (30.12.末～) 年金生活者支援給付金請求書発送											
コールセンター	(ねんきんダイヤルで対応)					給付金専用ダイヤル（9月に向け順次拡大）						
年金局広報スケジュール												
テレビCM広告						OA		OA				
ラジオ広告						OA						
厚労省ホームページ	掲載											
特設サイト					厚労省ホームページに特設サイト公開							
インターネット広告						掲載						
ポスター等						配布	掲示					
本広報の対象が集う場所における広告						掲載						
新聞広告（政府広報）						掲載						

年金生活者支援給付金のターンアラウンド請求書（はがき）のイメージ（案）

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

この請求書の提出の対象となっている基礎年金番号 XXXX-XXXXXX 平成31年12月以降、円滑なお支払いを実現するために、すみやかな提出をお願いします。	年金生活者支援給付金請求書 年金生活者支援給付金を請求いたします。		 平成 年 月 日届出
	氏 名 フリガナ XXXX XXXX 〒	電話番号	
基礎年金番号 XXXX-XXXXXX	生年月日 XXXX年XX月XX日	※太枠内は必ず記入してください。 ◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定します。 ◎ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。	
種別コード 1			

郵便はがき 168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構 お手数ですが、62円切手を貼ってください。	切り取り線 住所 氏名 横田 人	年金生活者支援給付金とは 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や、所得金額が一定基準以下の方に対して、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。 給付金には、老齢年金生活者支援給付金（補足的な老齢年金生活者支援給付金を含む）、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金があり、給付金を受けるためには、いずれもこの請求書の提出が必要となっていますので、すみやかにお手続きをお願いします。 ●ご請求された場合のあなたの年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次の通りです。 <table border="1"> <tr> <td>年金生活者支援給付金 見込額（月額）</td> <td>XXXX 円</td> </tr> <tr> <td>給付金種別</td> <td>老齢</td> </tr> </table> ※実際に支給される年金生活者支援給付金額につきましては、この試算結果（見込額）と異なる場合があります。 ご記入の際は、同封のリーフレット「年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内」をご覧ください。 ◎ プライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面（宛名面でない面）にお貼りください。 ◎ この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。 ◎ 切手を貼ってご投函ください。	年金生活者支援給付金 見込額（月額）	XXXX 円	給付金種別	老齢
年金生活者支援給付金 見込額（月額）	XXXX 円					
給付金種別	老齢					

年金生活者支援給付金のターンアラウンド請求書に同封予定のリーフレット（案）

A 3 版表面

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内 (2019年10月から制度が始まります)

- ✓ 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
- ✓ 給付金をお受け取りいただける方に、ご案内をお送りしています。
- ✓ 必要事項をご記入の上、速やかに提出してください。

請求手続き

- ① 同封の請求書を切り取り線に沿って切り離して、氏名などを記入



- ② 目隠しシールと 62 円切手を貼って郵便ポストに投函



- ③ 受給している年金に給付金が上乗せ支給

※ 早い方で12月中旬のお支払いとなります。請求書を速やかにご提出ください。

- 給付金のお支払いは、2ヵ月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込みます。（例えば、10月分と11月分を12月中旬に年金とは別に振り込みます。）
- 2020年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からの支払いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

請求書の記入方法

年金生活者支援給付金請求書

平成 31 年 XX 月 XX 日 提出

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

氏 名 給付金 太郎 電話番号 03-9999-XXXX

基礎年金番号 XXXX-XXXXXX 生年月日 XXXX年XX月XX日

※本枠内は必ず記入してください。

○ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定します。

○ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。

識別コード 1



- すべて記入（㊦㊧㊨及び㊩）が終わりましたら、
- 同封の目隠しシールを、㊦㊧㊨の面を覆うように貼ってください。
 - 表面に 62 円切手を貼って郵便ポストへ投函してください。

- ㊦ 氏名を記入（自署）してください。
※本人が記入（自署）した場合、押印は不要です。

- ㊧ 提出日を記入してください。

- ㊨ 電話番号を記入してください。

- ㊩ 表面の差出人欄を記入してください。

表面

日本年金機構

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西
3-5-24
給付金 太郎

給付金の見込み額について

年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額、所得金額が一定基準以下の方に対して、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

給付金には、老齢年金生活者支援給付金（満額給付金と減額給付金を含む）、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金があり、給付金を受けるためには、いずれもこの請求書の提出が必要となりますので、すみやかにお手続きをお願いします。

●ご請求された場合のあなたの年金生活者支援給付金の見込み額（月額）は次の通りです。

年金生活者支援給付金 見込み額（月額）	XXXX 円
給付金種別	老齢

※実際に支給される年金生活者支援給付金については、この試算額（見込み額）と異なる場合があります。

ご記入の際は、同封のリーフレット「年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内」をご覧ください。

- プライバシーを保護するため、全て記入が完了したら、同封の目隠しシールを裏面（宛名面でない面）にお貼りください。
- この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。
- 切手を貼ってご投函ください。

【給付金種別】

受給いただく給付金は、受給されている年金により以下のとおりとなります。

給付金種別	受給できる給付金	受給している年金の種類
老齢	老齢年金生活者支援給付金	老齢基礎年金
障害	障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金
遺族	遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金

- 赤枠の見込み額（月額）は、2019年●月時点で受給していた年金をもとに算出しています。

※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付金額は、この見込み額と異なる場合があります。

- 給付金額の計算方法は、裏面をご覧ください

年金生活者支援給付金のターンアラウンド請求書に同封予定のリーフレット（案）

A 3 版裏面

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が「老齢」の方

【支給要件】 以下の支給要件を満たしている必要があります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方
- ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

【給付額】

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。※1。

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000円 \times 2 \times \text{保険料納付済期間} \div 480月$$
- ② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= \text{約}10,800円 \times 2 \times 3 \times \text{保険料免除期間} \div 480月$$

- ※1 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 毎年物価スライドにより改定
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。
- ※4 給付金額の算出のもととなった保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

【給付額の例】

- 納付済月数が420カ月、全額免除月数が0カ月の場合
- ① $5,000円 \times 420 \div 480月 = 4,375円$
 - ② $10,800円 \times 0 \div 480月 = 0円$ ① + ② = $4,375円 + 0円 = 4,375円$ （月額）
- 納付済月数が60カ月、全額免除月数が240カ月の場合
- ① $5,000円 \times 60 \div 480月 = 625円$
 - ② $10,800円 \times 240 \div 480月 = 5,400円$ ① + ② = $625円 + 5,400円 = 6,025円$ （月額）

給付金種別が「障害」の方

【支給要件】 以下の支給要件を満たしている必要があります。

- ① 障害基礎年金を受けている方
- ② 前年の所得額が4,621,000円 + 扶養親族の数×38万円以下である方

【給付額】

障害等級により次のとおりです。

- 障害等級2級 = 月額5,000円※
- 障害等級1級 = 月額6,250円※（障害等級2級の1.25倍）
- ※ 毎年物価スライドにより改定

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

給付金種別が「遺族」の方

【支給要件】 以下の支給要件を満たしている必要があります。

- ① 遺族基礎年金を受けている方
- ② 前年の所得額が4,621,000円 + 扶養親族の数×38万円以下である方

【給付額】

- 月額5,000円 ※ 毎年物価スライドにより改定
- ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

【給付額の例】

- 3人の子が遺族基礎年金を受給している場合（一人あたりの金額）
 $5,000円 \div 3 = 1666.666... \Rightarrow 1,667円$ （月額） ※50銭以上は切り上げて計算します。

給付金を受給するに当たっての留意事項

○ 支給要件の確認

- ・ 日本年金機構では、毎年、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき年金生活者支援給付金の要件を判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。（所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願いする場合もございます。）
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されなくなります。給付金が支給されなくなる場合は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

○ 給付金額の改定

- ・ 給付金額は毎年物価の変動による改定があります。
- ・ 給付金額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

○ 給付金が支給されない場合 ※このご案内をお送りした方も同様です。

次の事由に該当した場合は、給付金は支給されなくなります。次の①または③の場合は必ず届出をお願いします。（手続き方法は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所に相談ください。）

- ① 日本国内に住所がないとき ② 年金が全額支給停止のとき ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル : 0570-XX-XXXX

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-XXXX-XXXX

<受付時間>

- | | | |
|-------|---------------|--|
| 月曜日 | 午前8:30～午後7:00 | * 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。 |
| 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 | * 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 |
| 第2土曜日 | 午前9:30～午後4:00 | |

- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。（P）

- おかけ間違いにご注意ください。